

第6号議案

流山市景観計画の変更について（諮問）

新

旧

流山市景観計画

グリーンチェーン景観計画

～ 都心から一番近い森の街を目指して～



令和3年●月●日改定版

流山市

流山市景観計画

グリーンチェーン景観計画

～ 都心から一番近い森の街を目指して～



令和2年4月1日改定版

流山市

流山市景観計画（新旧対照表）

新	旧
目 次	目 次
趣 旨	趣 旨
改定の趣旨（重点区域の追加による更新）	改定の趣旨（重点区域の追加による更新）
改定の趣旨（新川耕地区域の変更）	改定の趣旨（新川耕地区域の変更）
改定の趣旨（流山市広告物条例制定に伴う変更）	改定の趣旨（流山市広告物条例制定に伴う変更）
改定の趣旨（新川耕地区域の変更）	目 的
目 的	市民・事業者・行政の役割
市民・事業者・行政の役割	第1章 景観計画の区域（法8条第2項第1号関係）
第1章 景観計画の区域（法8条第2項第1号関係）	1 景観計画区域
1 景観計画区域	2 景観計画重点区域
2 景観計画重点区域	第2章 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）
第2章 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）	1 基本理念・基本目標
1 基本理念・基本目標	2 グリーンチェーン戦略を活用する景観の形成
2 グリーンチェーン戦略を活用する景観の形成	3 景観計画区域の良好な景観の形成の方針
3 景観計画区域の良好な景観の形成の方針	4 景観計画重点区域の良好な景観の形成の方針
4 景観計画重点区域の良好な景観の形成の方針	（1）つくばエクスプレス沿線整備区域
（1）つくばエクスプレス沿線整備区域	（2）新川耕地区域
（2）新川耕地区域	（3）流山本町区域
（3）流山本町区域	（4）利根運河区域
（4）利根運河区域	5 景観計画重点区域における、景観の形成に関する方針（ゾーン別）
5 景観計画重点区域における、景観の形成に関する方針（ゾーン別）	第3章 良好な景観形成への組織・体制・手続きに関する事項
第3章 良好な景観形成への組織・体制・手続きに関する事項	第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	（法第8条第2項第2号関係）
（法第8条第2項第2号関係）	1 届出対象行為
1 届出対象行為	2 行為の制限に関する事項（法第8条第4項第2号関係）
2 行為の制限に関する事項（法第8条第4項第2号関係）	第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）	第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針
第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針（法第8条第2項第3号関係）	（法第8条第2項第3号関係）
第7章 公共施設の景観形成に関する事項	第7章 公共施設の景観形成に関する事項
1 景観資源等の質的向上に関する事項	1 景観資源等の質的向上に関する事項
2 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項	2 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項
第8章 景観形成推進方策	第8章 景観形成推進方策
参考資料	参考資料

流山市景観計画（新旧対照表）

新

旧

改定の趣旨（新川耕地区域の変更）

新川耕地区域は、本景観計画が施行された平成20年4月1日に景観計画重点区域として位置づけました。本区域の特徴としては、江戸川の土手から見える風景は、春には、緑の絨毯のような田園と、その奥に一段と緑が深く連続した樹林の新川の森の屏風、また、秋は、黄金に輝く稲穂と紅葉が鮮やかな落葉樹と緑が一層濃くなる針葉樹との色のコントラストを楽しませてくれる風景や、冬の風景とがあいまって、豊かな四季の表情を見ることができる自然的景観の区域です。

平成27年2月に農業を取り巻く社会的・環境の変化により、流山市農業振興基本指針が改正されたことに伴い、当該区域の一部を変更し、新川の連なる緑の景観創出ゾーンとして景観計画を変更し、さらに、平成28年12月に都市計画マスタープランの改定により、新川耕地の方針を見直ししたことから、新川耕地区域内のゾーン及び景観の形成を図る方針の変更を行いました。

令和3年7月には、流山市農業振興基本指針が修正され、優良農地等の保全と活用において、「地域の良い農業生産環境を保全するとともに、地域の特性を活かした新たな産業の創出となる土地活用事業を展開・実践していくことが必要」、「市民農園や災害時の防災機能を持つオープンスペース等として貴重な緑地空間であることから関係権利者と協力して、良好な営農の場として、保全し及び多面的な活用を促進する」と位置付けられました。

また、千葉県農地転用関係事務指針においては、常磐自動車道流山インターチェンジ出入口から300m以内は第3種農地の取り扱いができ、農地転用の許可は、立地基準において可能となっています。

上記の事から、土地活用が進むことが見込まれる新川耕地区域においては、本市における貴重な田園風景から巨大な建築物群である物流施設となり、全く異なる風景に変容することが想定されます。

今回の変更により、連なる緑の景観創出ゾーンに変更された区域についても、現在開発が進む千葉県道松戸・野田線の東側の物流施設と同様に、緑豊かな自然を連想させる新たな景観の創出が重要です。

しかし、新川耕地特有の田園集落や屋敷林、今上落しの風景は、市の誇るべき景観の一つです。そのような自然的景観を継承する要素を残したいという思いから、景観の形成に関する方針に、今上落し及び田園集落の風景を印象付ける自然的景観の創出に努める旨を加えました。

以上のことから、本市の誇れる自然的景観と産業・物流系等の土地利用の調和を図り、緑豊かな自然を活かした景観の維持・創出を引き続き推進していくことから、新川耕地区域のゾーン等を見直すこととしました。

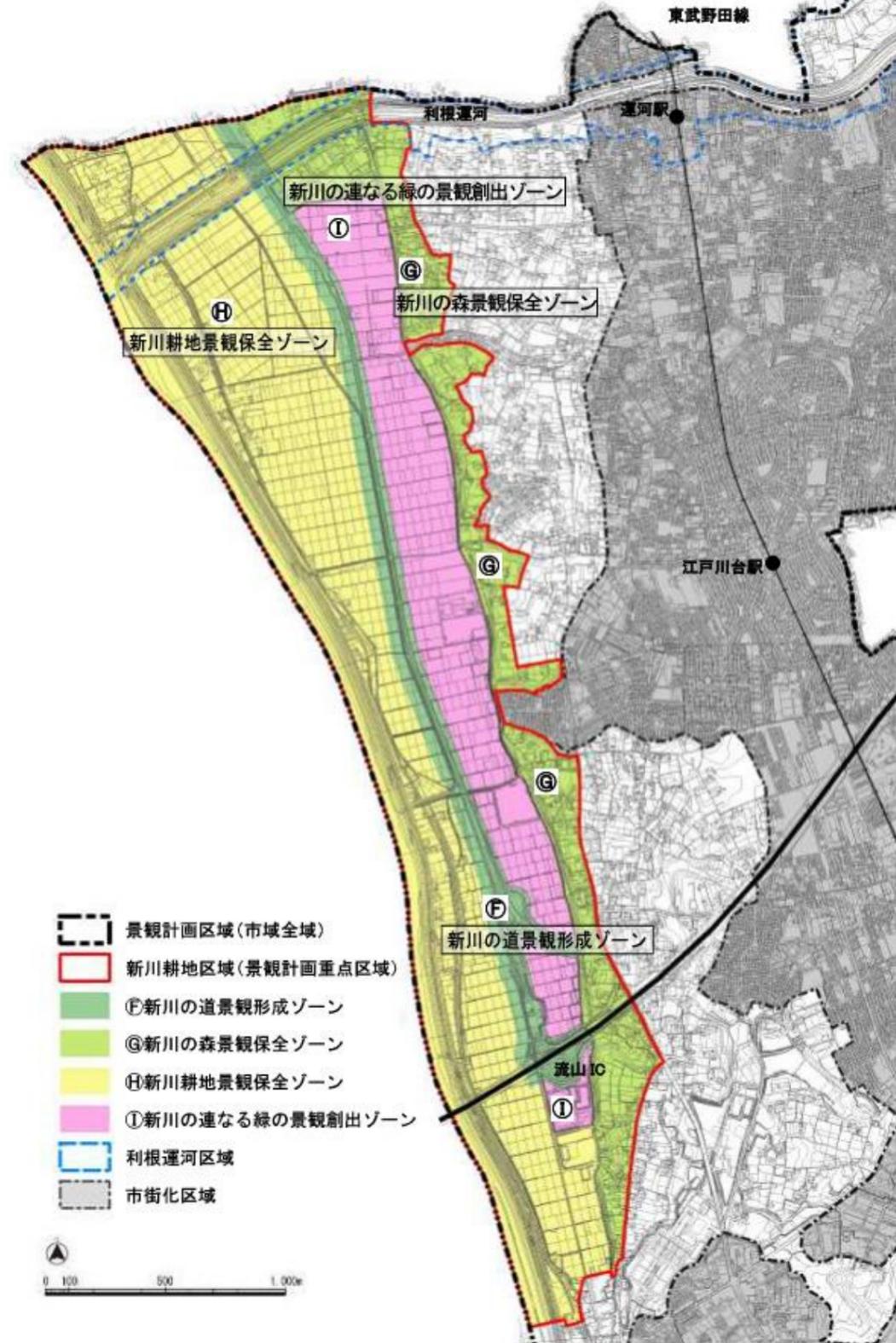
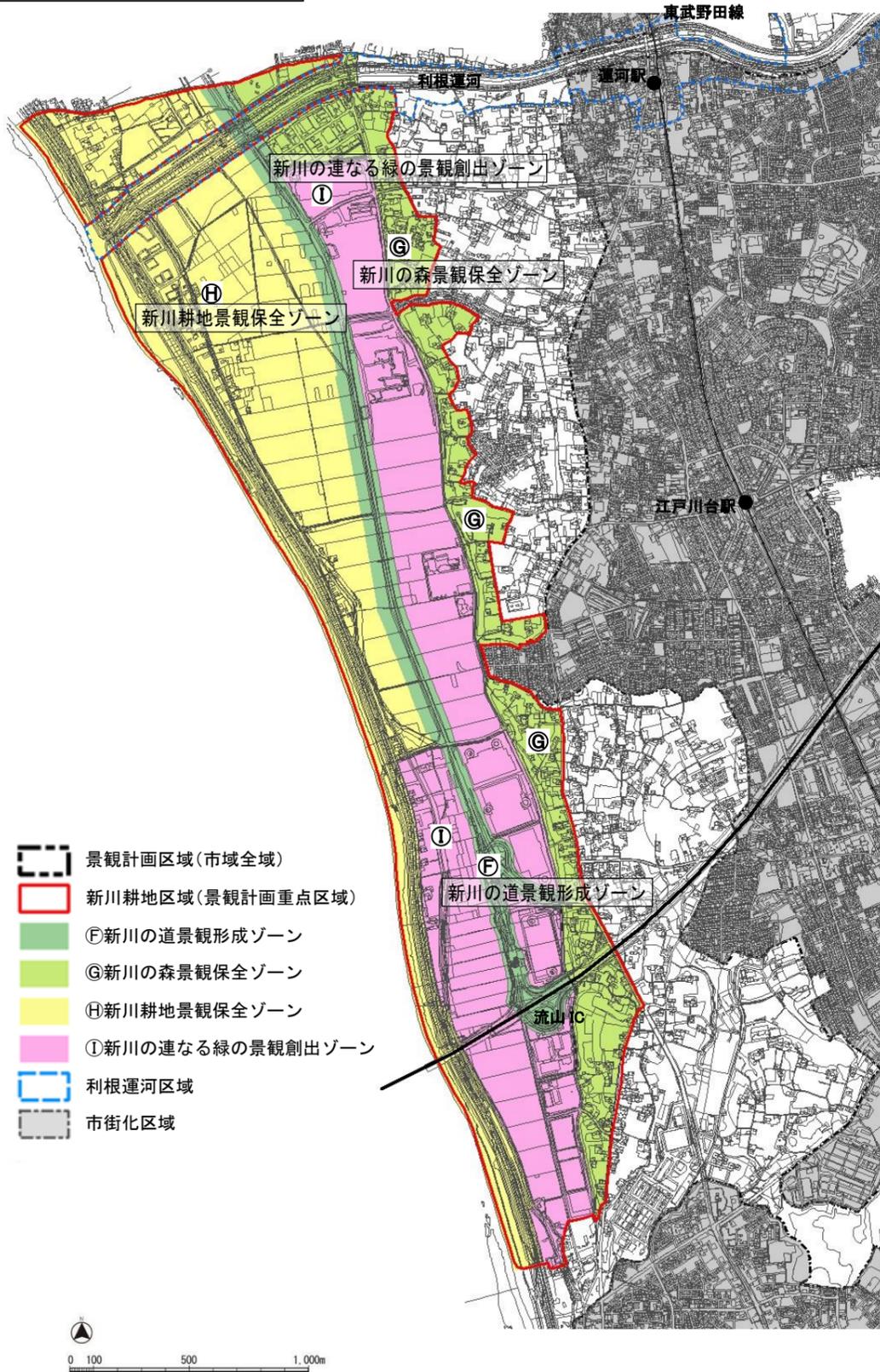
令和3年〇月〇日

新

旧

新川耕地区域図

新川耕地区域図



流山市景観計画（新旧対照表）

新	旧
---	---

① 新川の連なる緑の景観創出ゾーン

理 念	○新川耕地区域内の景観要素である江戸川、利根運河、斜面樹林及び田圃の緑豊かな自然的景観に配慮した景観形成の創出	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿道の緩衝帯（グリーンベルト）となる植栽空間を創出します。 斜面樹林に調和する建築物等の修景を目指します。 敷地内には、周辺の緑と調和するよう、植栽を施します。 緑豊かな新川耕地の風景を楽しめる公共空間を創出します。 <u>斜面樹林、田圃、今上落としおよび江戸川等の自然的要素を保全します。（※R3）</u> <u>田圃集落や屋敷林を偲ばせる風景の保全及び修景に努めます。（※R3）</u> <u>今上落とし周辺においては、当時（平成19年時点）の設えを継承する河川空間を創出します。（※R3）</u> 	
良好な景観の形成に関する方針		
方針	取り組み主体	
	市民・事業者	行政
斜面樹林との連続性に配慮した敷地内緑化を推進するとともに、多様な生態系を考慮し自然と共生した景観を創出する。	◎	◎
建築物等は、新川の道及び江戸川の堤防からの眺望を意識した形態意匠とする。	◎	○
建築物やサイン等のデザインに関するルールを作り、統一感のある景観を創出する。	◎	◎
道路の整備については、歩いて楽しい道、歩きたくなるような道とする工夫を施す。	◎	◎
広告物等は、自然的風景を損なわない形態意匠とする。	◎	○
夜間照明は、器具や光量及び色が周辺の景観を損なわないものとする。	◎	○
<u>江戸川の緑と連続するように、公共空間や敷地内への緑化に努めます。（※R3）</u>	<u>◎</u>	<u>○</u>

◎：特に関連するもの、○：関連するもの



道路沿いに高木を植栽することで緑の道を創出し、建物の修景を図ります。



道路沿いには緩衝帯（グリーンベルト）となる植栽空間を設けます。

① 新川の連なる緑の景観創出ゾーン

理 念	○新川耕地区域内の景観要素である江戸川、利根運河、斜面樹林及び田圃の緑豊かな自然的景観に配慮した景観形成の創出	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿道の緩衝帯（グリーンベルト）となる植栽空間を創出します。 斜面樹林に調和する建築物等の修景を目指します。 敷地内には、周辺の緑と調和するよう、植栽を施します。 緑豊かな新川耕地の風景を楽しめる公共空間を創出します。 新川耕地の生態系の保全に努めます。 	
良好な景観の形成に関する方針		
方針	取り組み主体	
	市民・事業者	行政
斜面樹林との連続性に配慮した敷地内緑化を推進するとともに、多様な生態系を考慮し自然と共生した景観を創出する。	◎	◎
建築物等は、新川の道及び江戸川の堤防からの眺望を意識した形態意匠とする。	◎	○
建築物やサイン等のデザインに関するルールを作り、統一感のある景観を創出する。	◎	◎
道路の整備については、歩いて楽しい道、歩きたくなるような道とする工夫を施す。	◎	◎
広告物等は、自然的風景を損なわない形態意匠とする。	◎	○
夜間照明は、器具や光量及び色が周辺の景観を損なわないものとする。	◎	○

◎：特に関連するもの、○：関連するもの



道路沿いに高木を植栽することで緑の道を創出し、建物の修景を図ります。



道路沿いには緩衝帯（グリーンベルト）となる植栽空間を設けます。

流山市景観計画（新旧対照表）

新		旧	
(3) 新川耕地区域		(3) 新川耕地区域	
F：新川の道景観形成ゾーン G：新川の森景観保全ゾーン H：新川耕地景観保存ゾーン I：新川の連なる緑の景観創出ゾーン 全：全てのゾーンに適用する。		F：新川の道景観形成ゾーン G：新川の森景観保全ゾーン H：新川耕地景観保存ゾーン I：新川の連なる緑の景観創出ゾーン 全：全てのゾーンに適用する。	
	-41-		
項目	ゾーン	基準	
周辺への配慮事項	全	○斜面樹林との連続性に配慮しながら、施設周辺に十分な緑化を施す。 ○色彩や装飾的意匠による演出等を行う場合は、自然素材の活用や落ち着いた色彩を使用する。 ○景観資源に面する屋外設備は、露出しないように修景する。 ○公共空間や敷地においては、季節の花木を飾るなど、街並みに彩りや、緑が連続して見えるような空間を創出する。	
	F G H	○周辺から建築物及びその他の工作物等の施設が目立たない形態意匠とする。	
	F	○新川の道からの眺望される道路沿道境界部においては、建築物が目立たなくなるよう、植栽などにより修景する。 ○新川の道の沿道境界部においては、建物の圧迫感を軽減させるよう、大規模な緑の緩衝帯（グリーンベルト）を設ける。	
	H	○生活空間にあった建物の配置とし、緑があふれ、落ち着きのある建築物等の形態意匠とする。	
	I	○新川の森に面する敷地については、新川の森の緑と一体的となる緑化を施す。 ○公共空間となる植栽帯については、歩いて楽しめるような演出を行う。	
建築物等に関する事項	形態意匠	○建築物は、区域の景観と調和するよう低層とする。 ○建築物は、区域の景観と調和するよう高さや形状を工夫し、隣接する建物との連続性を図り、周辺との調和を創出する。 ○勾配屋根など、屋根の形状が整っている街並みにおいては、屋根の形状について周辺との調和を図る。	
	I	○建築物等の壁面が大規模になる場合は、壁面の分節化やセットバック等を行うとともに、特に緑化に配慮して修景を行う。 ○建築物は、新川耕地区域の景観に配慮し、高さを抑える。	
	全	○建築物等に付帯する配管、屋外機、屋外階段などの設備類は、形態や使用する材料を建築物本体と同様のものとして一連性を持たせる。また、ルーバーや植栽等により直接見えないように修景し、違和感のない外観とする。	
項目	ゾーン	基準	
周辺への配慮事項	全	○斜面樹林との連続性に配慮しながら、施設周辺に十分な緑化を施す。 ○色彩や装飾的意匠による演出等を行う場合は、自然素材の活用や落ち着いた色彩を使用する。 ○景観資源に面する屋外設備は、露出しないように修景する。 ○公共空間や敷地においては、季節の花木を飾るなど、街並みに彩りや、緑が連続して見えるような空間を創出する。	
	F G H	○周辺から建築物及びその他の工作物等の施設が目立たない形態意匠とする。	
	F	○新川の道からの眺望される道路沿道境界部においては、建築物が目立たなくなるよう、植栽などにより修景する。 ○新川の道の沿道境界部においては、建物の圧迫感を軽減させるよう、大規模な緑の緩衝帯（グリーンベルト）を設ける。	
	H	○生活空間にあった建物の配置とし、緑があふれ、落ち着きのある建築物等の形態意匠とする。	
	I	○新川の森に面する敷地については、新川の森の緑と一体的となる緑化を施す。 ○公共空間となる植栽帯については、歩いて楽しめるような演出を行う。	
建築物等に関する事項	形態意匠	○建築物は、区域の景観と調和するよう低層とする。 ○建築物は、区域の景観と調和するよう高さや形状を工夫し、隣接する建物との連続性を図り、周辺との調和を創出する。 ○勾配屋根など、屋根の形状が整っている街並みにおいては、屋根の形状について周辺との調和を図る。	
	I	○建築物等の壁面が大規模になる場合は、壁面の分節化やセットバック等を行うとともに、特に緑化に配慮して修景を行う。 ○建築物は、新川耕地区域の景観に配慮し、高さを抑える。	
	全	○建築物等に付帯する配管、屋外機、屋外階段などの設備類は、形態や使用する材料を建築物本体と同様のものとして一連性を持たせる。また、ルーバーや植栽等により直接見えないように修景し、違和感のない外観とする。	

流山市景観計画（新旧対照表）

新				旧			
				とする。			
項目	ゾーン	基準		項目	ゾーン	基準	
建築物等に関する事項	色彩	全	○建築物等に付帯する配管、屋外機、屋外階段などの設備類は、建築物等の本体と調和を図るよう色彩の調和を図る。	建築物等に関する事項	色彩	全	○建築物等に付帯する配管、屋外機、屋外階段などの設備類は、建築物等の本体と調和を図るよう色彩の調和を図る。
		F G H	○壁面の色は、落ち着いた色合いを用いる。 色彩は、色彩基準の表2とする。 ○屋根の色は、落ち着いた色合いを用いる。 色彩は、色彩基準の表2とする。			F G H	○壁面の色は、落ち着いた色合いを用いる。 色彩は、色彩基準の表2とする。 ○屋根の色は、落ち着いた色合いを用いる。 色彩は、色彩基準の表2とする。
		I	○壁面の色は、落ち着いた色合いを用いる。 色彩は、色彩基準の表4とする。 ○屋根の色は、落ち着いた色合いを用いる。 色彩は、色彩基準の表4とする。			I	○壁面の色は、落ち着いた色合いを用いる。 色彩は、色彩基準の表4とする。 ○屋根の色は、落ち着いた色合いを用いる。 色彩は、色彩基準の表4とする。
敷地の緑化等	全	○敷地内には、樹木を植栽する。 道路沿いにおいては、低木及び中高木を混植すること。		敷地の緑化等	全	○敷地内には、樹木を植栽する。 道路沿いにおいては、低木及び中高木を混植すること。	
	I	○建築物等が大規模になる場合は、敷地境界に沿って連続した大規模な緑地を設け、新川の森沿道境界部においては、斜面樹林と調和した樹木を植栽する。 ○建築物等が大規模になる場合は、壁面緑化や屋上緑化等により建物を修景する。 <u>○今上落しの河川空間においては、可能な限り既存樹木を保全するとともに、当時（平成19年時点）の田園風景を印象付けている屋敷林を思わせる設えとする。また、水路沿いは既存樹木や緑の連続性を創出する。（※R3）</u>			I	○建築物等が大規模になる場合は、敷地境界に沿って連続した大規模な緑地を設け、新川の森沿道境界部においては、斜面樹林と調和した樹木を植栽する。 ○建築物等が大規模になる場合は、壁面緑化や屋上緑化等により建物を修景する。	
	素材	全	○表面に着色を施していない木材、石材、金属板等の素材は、その素材の持ち味を活かす。		素材	全	○表面に着色を施していない木材、石材、金属板等の素材は、その素材の持ち味を活かす。
外構等	全	○外構は、生垣、木材、石材等の自然素材を用いる。 やむを得ずコンクリートブロック造等となる場合は、剥き出しを避け、素材が目立たないように修景する。 また、緑が連続して見えるような配置の工夫を行う。		外構等	全	○外構は、生垣、木材、石材等の自然素材を用いる。 やむを得ずコンクリートブロック造等となる場合は、剥き出しを避け、素材が目立たないように修景する。 また、緑が連続して見えるような配置の工夫を行う。	
駐車場 立体駐車場	全	○駐車場は、建築物（構造物）の過半が直接露出しないよう、樹木等の植栽により修景する。					



農村集落の歴史風土を演出する要素として屋敷林を保全し、当時の姿を継承する。

流山市景観計画（新旧対照表）

新			旧		
照明 （夜間景観）	全	<p>○防犯に必要な照明等を除き、不要な光が周辺に漏れないよう光の方向を工夫する。</p> <p>○暖かみや落ち着きのある光源の使用や、落ち着いた夜間景観の演出効果が高い照明方法を工夫する。</p> <p>○サーチライト等、むやみに夜空に光を放す照明は行わない。</p>	駐車場 立体駐車場	全	<p>○駐車場は、建築物（構造物）の過半が直接露出しないよう、樹木等の植栽により修景する。</p>
その他の設置物 等	全	<p>○建築物又は工作物等の行為に伴う駐車場、駐輪場、ごみ集積所その他の設置物等については、周囲から目立たない配置及び形態意匠とする。やむを得ない場合は、建築物と同様の形態意匠及び素材によって囲むか、周囲の緑化等により修景に努める。</p> <p>○自動販売機の設置については、道路に直接面して設置しないなど、周囲から目立たない配置及び落ち着いた形態意匠とする。</p> <p>○市の治水の計画との整合を図るため、調整池等を設ける場合は、自然植生の積極的な活用や周辺景観との調和に配慮するとともに、多様な自然が感じられる景観及び視点場の創出に努め、周囲は緑化等による修景を行う。</p> <p><u>○今上落しについては親水性を確保するとともに、多自然型工法を用いる等、植生に配慮した設えとする。（※R3）</u></p>	照明 （夜間景観）	全	<p>○防犯に必要な照明等を除き、不要な光が周辺に漏れないよう光の方向を工夫する。</p> <p>○暖かみや落ち着きのある光源の使用や、落ち着いた夜間景観の演出効果が高い照明方法を工夫する。</p> <p>○サーチライト等、むやみに夜空に光を放す照明は行わない。</p>
		 <p><u>今上落しの河川機能を確保するだけでなく、地域を特徴づけるシンボルとしての価値を尊重し、自然に配慮した設えを行う。</u></p>	その他の設置物 等	全	<p>○建築物又は工作物等の行為に伴う駐車場、駐輪場、ごみ集積所その他の設置物等については、周囲から目立たない配置及び形態意匠とする。やむを得ない場合は、建築物と同様の形態意匠及び素材によって囲むか、周囲の緑化等により修景に努める。</p> <p>○自動販売機の設置については、道路に直接面して設置しないなど、周囲から目立たない配置及び落ち着いた形態意匠とする。</p> <p>○市の治水の計画との整合を図るため、調整池等を設ける場合は、自然植生の積極的な活用や周辺景観との調和に配慮するとともに、多様な自然が感じられる景観及び視点場の創出に努め、周囲は緑化等による修景を行う。</p>

※R3・・・令和3年●月●日に改正

流山市景観計画（新旧対照表）

新	旧
<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> 第8章 景観形成推進方策 </div> <p>（１）市民・事業者・行政の協働</p> <p>本市の景観形成は、景観計画に基づき、市民・事業者・行政のそれぞれが景観形成の主体として、自らの果たすべき役割を認識し、身近な場所から景観の創出に取り組んでいくことを基本的な考え方とし、それぞれの取り組みを、協働の仕組みによって支えることにより、点から線、線から面へ、さらには、市全域へと発展させていくことを目指すものです。</p> <p>◇ 市民・事業者・行政の連携による取り組みの推進</p> <p>景観は、多くの市民が所有し、利用する土地及び建物によって構成され、また、土地の造成や建物の建築に関わる事業者の景観に対する意識は、これらの景観に大きな影響を及ぼします。</p> <p>このため景観形成を進めていく上では、市民・事業者・行政など本市の景観形成に関わる全ての主体が適切な役割分担との連携のもとで、取り組んでいくことが必要です。</p> <p>また、連携による景観形成を進める点からは、市民や事業者の主体的な取り組みを促すとともに、これらの取り組みに対する行政側の支援も必要となることから、下記の方策により景観の専門家の協力を仰ぎつつ、市民・事業者・行政の連携による取り組みを推進することとします。</p> <p>（２）市民・事業者の主体的な景観の形成への啓発及び支援</p> <p>市民や事業者の主体的な取り組みを促すため、景観形成に対する意識の醸成や表彰制度の導入、主体的な活動に対する技術的な支援などを検討します。</p> <p>① 景観形成に対する意識の醸成</p> <p>景観の形成については、日常生活の中で景観を感じることから始めることが大切です。</p> <p>本市においては、庭の草花が、四季折々に花を咲かせる庭の眺めや、江戸川の土手から夕日に映る富士山や、頂に雪をのせた雄大な富士山や筑波山の風景など、日常的な暮らしの中に多くの良好な景観を見出すことができます。また、三輪野山の茂侶神社に伝わる奇祭で毎年1月に行われる「ゲンガラ餅神事」や、平安時代初期に創建され「おすわさま」と呼ばれて親しまれている諏訪神社では、「諏訪大祭」が毎年8月23日に執り行われているほか、「赤城神社の大しめなわ」、「鱈ヶ崎おびしゃ」として弓射ちと神楽を残す伝統神事など、本市においても多くの伝統神事等が行われており、文化的な景観、心象的な景観として、市民の心に刻まれています。こうした、その地で実感できる風景や目に飛び込んでくる美しい風景、文化的な景観及び身近な空間における景観を実感できるような取り組みも大切です。</p> <p>さらに、景観シンポジウムの開催やパンフレットの配布、ホームページなどにより、市としての景観施策への取り組み方や考え方などの情報の提供を行うことにより、景観の形成への関心を醸成するとともに、本市の景観要素の再発見や埋もれた景観的資源の発掘などを通じ、景観への関心が高まるよう啓発活動を行うこととします。</p> <p>また、将来の流山市を担う子供たちの育成も重要です。子どもの頃から景観に対する意識づけと、地域の景観を大切に思う心を育てていきます。</p>	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> 第8章 景観形成推進方策 </div> <p>（１）市民・事業者・行政の協働</p> <p>本市の景観形成は、景観計画に基づき、市民・事業者・行政のそれぞれが景観形成の主体として、自らの果たすべき役割を認識し、身近な場所から景観の創出に取り組んでいくことを基本的な考え方とし、それぞれの取り組みを、協働の仕組みによって支えることにより、点から線、線から面へ、さらには、市全域へと発展させていくことを目指すものです。</p> <p>◇ 市民・事業者・行政の連携による取り組みの推進</p> <p>景観は、多くの市民が所有し、利用する土地及び建物によって構成され、また、土地の造成や建物の建築に関わる事業者の景観に対する意識は、これらの景観に大きな影響を及ぼします。</p> <p>このため景観形成を進めていく上では、市民・事業者・行政など本市の景観形成に関わる全ての主体が適切な役割分担との連携のもとで、取り組んでいくことが必要です。</p> <p>また、連携による景観形成を進める点からは、市民や事業者の主体的な取り組みを促すとともに、これらの取り組みに対する行政側の支援も必要となることから、下記の方策により景観の専門家の協力を仰ぎつつ、市民・事業者・行政の連携による取り組みを推進することとします。</p> <p>（２）市民・事業者の主体的な景観の形成への啓発及び支援</p> <p>市民や事業者の主体的な取り組みを促すため、景観形成に対する意識の醸成や表彰制度の導入、主体的な活動に対する技術的な支援などを検討します。</p> <p>① 景観形成に対する意識の醸成</p> <p>景観の形成については、日常生活の中で景観を感じることから始めることが大切です。</p> <p>本市においては、庭の草花が、四季折々に花を咲かせる庭の眺めや、江戸川の土手から夕日に映る富士山や、頂に雪をのせた雄大な富士山や筑波山の風景など、日常的な暮らしの中に多くの良好な景観を見出すことができます。また、三輪野山の茂侶神社に伝わる奇祭で毎年1月に行われる「ゲンガラ餅神事」や、平安時代初期に創建され「おすわさま」と呼ばれて親しまれている諏訪神社では、「諏訪大祭」が毎年8月23日に執り行われているほか、「赤城神社の大しめなわ」、「鱈ヶ崎おびしゃ」として弓射ちと神楽を残す伝統神事など、本市においても多くの伝統神事等が行われており、文化的な景観、心象的な景観として、市民の心に刻まれています。こうした、その地で実感できる風景や目に飛び込んでくる美しい風景、文化的な景観及び身近な空間における景観を実感できるような取り組みも大切です。</p> <p>さらに、景観シンポジウムの開催やパンフレットの配布、ホームページなどにより、市としての景観施策への取り組み方や考え方などの情報の提供を行うことにより、景観の形成への関心を醸成するとともに、本市の景観要素の再発見や埋もれた景観的資源の発掘などを通じ、景観への関心が高まるよう啓発活動を行うこととします。</p> <p>また、将来の流山市を担う子供たちの育成も重要です。子どもの頃から景観に対する意識づけと、地域の景</p>

流山市景観計画（新旧対照表）

新	旧
----------	----------

② 表彰制度の導入

優れた建築物や街並み、緑化をはじめ各種の取組みなどを表彰する制度を制定することにより、市民や事業者の主体的かつ積極的な取組みを促進します。

③ 景観形成の活動への支援

市民等の発意による景観の形成を支援するため、「景観提案制度」の導入を検討します。

景観提案制度は、景観法に基づく計画提案の作成を、市として支援するための独自制度であり、市民の自主的な合意事項に基づき、当該地区における行為の制限を反映した景観計画の変更、景観協定の締結など、景観法に基づく施策への展開を図るものとします。

④ 専門家の派遣制度の導入

景観提案制度に基づく活動を支援するため、計画提案の内容に対して指導及び助言を行う専門家としての「景観まちづくりアドバイザー」の派遣を検討します。

また、景観まちづくりアドバイザーに関わる情報提供及び仲介により、その他の主体的な活動の支援を検討します。

⑤ 緑化推進への支援

緑化推進を図るため、以下のような既存の制度の活用を促進することにより、市民や事業者の主体的かつ積極的な取組みを支援します。

既存制度（担当課：みどりの課）

制度の名称	制度の内容
グリーンチェーン認定	・グリーンチェーン認定基準により、開発事業等における緑化や環境に配慮した整備基準を評価するもので、これにより、開発行為等の自発的な取組みを誘導し、緑豊かな環境の実現を目指す。
グリーンバンク制度	・家の増改築などで不要となった樹木の情報を、樹木を必要としている人に提供する制度
みどりのまちなみ整備事業	・道路の境界に生垣を設置する個人に対して補助

附 則

告示：平成19年12月21日	告示：平成28年12月22日
施行：平成20年 4月 1日	施行：平成28年12月22日
告示：平成24年 6月29日	告示：平成30年10月12日
施行：平成24年10月 1日	施行：平成31年 4月 1日
告示：平成27年 2月13日	告示：令和 2年 3月27日
施行：平成27年 2月13日	施行：令和 2年 4月 1日

観を大切に思う心を育てていきます。

② 表彰制度の導入

優れた建築物や街並み、緑化をはじめ各種の取組みなどを表彰する制度を制定することにより、市民や事業者の主体的かつ積極的な取組みを促進します。

③ 景観形成の活動への支援

市民等の発意による景観の形成を支援するため、「景観提案制度」の導入を検討します。

景観提案制度は、景観法に基づく計画提案の作成を、市として支援するための独自制度であり、市民の自主的な合意事項に基づき、当該地区における行為の制限を反映した景観計画の変更、景観協定の締結など、景観法に基づく施策への展開を図るものとします。

④ 専門家の派遣制度の導入

景観提案制度に基づく活動を支援するため、計画提案の内容に対して指導及び助言を行う専門家としての「景観まちづくりアドバイザー」の派遣を検討します。

また、景観まちづくりアドバイザーに関わる情報提供及び仲介により、その他の主体的な活動の支援を検討します。

⑤ 緑化推進への支援

緑化推進を図るため、以下のような既存の制度の活用を促進することにより、市民や事業者の主体的かつ積極的な取組みを支援します。

既存制度（担当課：みどりの課）

制度の名称	制度の内容
グリーンチェーン認定	・グリーンチェーン認定基準により、開発事業等における緑化や環境に配慮した整備基準を評価するもので、これにより、開発行為等の自発的な取組みを誘導し、緑豊かな環境の実現を目指す。
グリーンバンク制度	・家の増改築などで不要となった樹木の情報を、樹木を必要としている人に提供する制度
みどりのまちなみ整備事業	・道路の境界に生垣を設置する個人に対して補助

附 則

告示：平成19年12月21日	告示：平成28年12月22日
施行：平成20年 4月 1日	施行：平成28年12月22日
告示：平成24年 6月29日	告示：平成30年10月12日
施行：平成24年10月 1日	施行：平成31年 4月 1日

流山市景観計画（新旧対照表）

新	旧
<p>告示：令和3年 ●月 ●日 施行：令和3年 ●月 ●日</p>	<p>告示：平成27年 2月13日 告示：令和 2年 3月27日 施行：平成27年 2月13日 施行：令和 2年 4月 1日</p>